

一般質問通告書

NO 1

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により
 通告します。

平成29年2月15日
 東村山市議会議長 様

議席番号 17番
 質問者 石橋 博

記

番号	質問の項目と要旨
1 (要旨)	<p>東村山市の教育の充実発展を願って。</p> <p>東村山市の教育改革、より一層、子ども一人一人を大切にする教育の充実及びそのための教師の意識改革を目的に平成18年度から東村山市立学校の管理運営に関する規則が改正され、市内全小中学校において2学期制が実施されることとなった。各学校の創意工夫により2学期制のメリットを最大限活用し2学期制を定着させてきました。</p> <p>しかし、平成29年4月から3学期制が再び導入されます。</p> <p>そこで、東村山市の教育の充実発展を願い、質問いたします。</p> <p>(1) 東村山市立学校の管理運営に関する規則第3条、第3条の2はどのように改正されたのでしょうか。教育長に伺います。</p> <p>(2) 東村山市立学校の管理運営に関する規則15条では、学校が教育課程を編成するに当たっては、学習指導要領並びに東京都教育委員会及び委員会が定める基準によるとされていますが、東村山市教育委員会の基準は校長に示されたのでしょうか。教育長に伺います。</p> <p>(3) 平成28年6月に配布された「2学期制の成果を生かした3学期制へ」について以下教育長にお伺いします。</p> <p>① 十分な授業時数の確保を行うとありますが、授業時数の確保について校長にどのような指導をされているのでしょうか。</p> <p>② 長期休業期間を利用した補充・発展的な学習を行うとしていますが、どのような内容をお考えでしょうか、お伺いします。</p> <p>③ 児童・生徒と向き合う時間を確保するとありますが、具体的にどのような場をお考えでしょうか、伺います。</p> <p>④ 土曜授業において、学校公開や地域人材を活用した学習活動を積極的に展開することを通し、地域に開かれた教育課程の実現を図りますとありますが、現在、行われている「土曜子ども講座」をどのように評価されているのでしょうか、お伺いします。</p>

(4) かつての3学期制とどのような違いがあるのか、教育長のお考えを伺います。

2

(要旨)

野火止用水の保全と植生管理について

平成19年に東京都の歴史的環境保全地域に指定されている野火止用水の財産権・管理権が国から各市に譲与されることとなってから「緑と公園課」を中心に野火止用水の保全・管理が行われています。また、「東村山市公共の緑の植生管理のガイドライン」も策定されました。そこで、東村山市にとって貴重な自然環境を今後も保全していくため、以下、質問いたします。

(1) 野火止用水一帯の維持管理に関する基本的な方針について東京都と協議を行っていると思いますが、基本的な方針の内容をお伺いいたします。

(2) 策定された「公共の緑の植生管理のガイドライン」に野火止用水の植生管理基本方針に開渠部の多くの区間では危険木の除去、樹木密度の高い箇所では間引きのための伐採を行うとあります。今後の危険木の除去及び間引き伐採の計画について伺います。

(3) 伐採による萌芽更新や補植は定期的に行われているのでしょうか、伺います。

(4) 補植に必要な苗木の栽培・育成は考えられているのでしょうか、ご見解を伺います。

(5) 4年生の社会科で野火止用水について学習しますが、より一層野火止用水の歴史、植物、保全ボランティア等と子どもたちを結びつける取り組みを検討されてはいかがかと考えますが、ご見解を伺います。

(6) 年2回行われている野火止用水クリーンデー保全活動への参加を近隣小中学校に呼びかけてはいかがかと考えますが、ご見解を伺います。